

松田町中小企業・小規模事業者等緊急支援給付
金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少や事業縮小等を余儀なくされ、甚大な経済的損失を受けた中小企業・小規模事業者等のうち、観光施設運営事業者及び宿泊施設運営事業者並びに第一次産業の従事者団体に対し、当該事業を継続するために必要な緊急特別措置として、予算の範囲内において松田町中小企業・小規模事業者等緊急支援給付金(以下「給付金」という。)を交付することに関し、松田町補助金等交付規則(平成13年松田町規則第12号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付の条件及び対象者)

第2条 給付の条件及び対象者は、給付の日から1年以上事業を継続する意思がある者で、別表1に掲げるものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

2 前項に掲げる給付対象者は、次に掲げる要件をいずれも満たしていなければならない。

(1) 町税等を滞納していないこと。

(2) 政治団体でないこと。

(3) 宗教上の組織又は団体でないこと。

(4) 個人にあつては、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

(5) 法人にあつては、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する

暴力団をいう。)でなく、かつ、代表者及び役員が暴力団員でないこと。

(6) この要綱により既に給付金の交付を受けていないこと。

(給付金の交付対象期間等)

第3条 給付金の交付対象期間は、令和2年4月1日から令和3年2月28日までとし、交付回数は一事業者1回を限度とする。

(交付の区分と額)

第4条 給付金の区分と額は、別表2に掲げるとおりとし、その総額は予算の範囲内において交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者は、別に定める期間内に、松田町中小企業・小規模事業者等緊急支援給付金交付申請書兼請求書(第1号様式)に必要な書類(以下「添付書類」という。)を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付の決定及び交付額の確定)

第6条 町長は、前条の規定による松田町中小企業・小規模事業者等緊急支援給付金交付申請書兼請求書の提出があった場合において、給付金の交付の可否及び交付予定額を決定し、松田町中小企業・小規模事業者等緊急支援給付金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

2 町長は、交付決定通知を行う場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(給付金の請求)

第7条 給付金の請求は、松田町中小企業・小規模事業者等緊急支援給付金交付申請書兼請求書(第1号様式)の提出をもって省略するものとする。

(給付金の取消し)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたとき

は、給付金の交付の決定の取り消しをする。

(1) 虚偽又は不正の手段により給付金の交付を受け、
又は受けようとしたとき。

(2) 給付金の交付の条件に違反したとき。

(3) 給付対象事業の実施が著しく不相当と認められたとき。

(給付金の返還)

第9条 申請者は、前条各号に規定する事項に該当すると認められた場合は、給付金の全額を直ちに返還しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和2年6月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和2年9月30日から施行する。

別表 1 (第 2 条 関 係)

対 象 者	給 付 条 件
観 光 施 設 を 運 営 し て いる 事 業 者	令 和 2 年 4 月 1 日 現 在、町 内 に 所 在 す る 施 設 に お い て 観 光 施 設 を 運 営 し て いる 事 業 者 で あ る こ と ※ 日 本 標 準 産 業 分 類 に お け る 娯 楽 業 に 分 類 さ れ る 施 設 を 運 営 す る 事 業 者 を 含 む
宿 泊 施 設 を 運 営 し て いる 事 業 者	令 和 2 年 4 月 1 日 現 在、町 内 に 所 在 す る 施 設 に お い て 宿 泊 業 を 運 営 し て いる 事 業 者
第 一 次 産 業 従 事 者 で 構 成 さ れ る 団 体 等	令 和 2 年 4 月 1 日 現 在、町 内 に お い て 第 一 次 産 業 従 事 者 で 構 成 さ れ る 団 体 等

上 記 の 対 象 者 に 複 数 該 当 す る 場 合 に お い て も、交 付 は 一 事 業 者
 に つ き 1 回 と す る。

別表 2 (第 4 条 関係)

区分	給付金の額
交付対象期間において、1 か月間の売上高が前年同月に比して 50 % 以上減少している事業者等	30 万円
交付対象期間において、1 か月間の売上高が前年同月に比して 40 % 以上 50 % 未満減少している事業者等	20 万円
交付対象期間において、1 か月間の売上高が前年同月に比して 30 % 以上 40 % 未満減少している事業者等	10 万円

起業一年未満の場合など、前年同月の売上高の比較ができない場合については、交付対象期間における新型コロナウイルスの感染症影響を受けた任意の 1 か月間の売上高が、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前 1 か月間の売上高に比した減少率とする。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

松田町長 様

< 申 請 者 >

〒

住所・所在地

社名・団体名

代表者（職）・氏名

⑨

松田町中小企業・小規模事業者等緊急支援給付金
交付申請書兼請求書

松田町中小企業・小規模事業者等緊急支援給付金の交付を受けたいので、次により申請します。

なお、給付金の交付申請にあたり、町税等の納付状況（滞納有無）を松田町長が調査すること、役員等が暴力団員でないこと（法人にあっては暴力団でないこと）を確認するため神奈川県警察本部長に照会することに同意します。

また、提出書類の記載事項に偽りがないことを誓約します。

事業者の概要	業種	業	
	従業員数 (組合員数)	人(社) (中小企業等で構成する団体等のみ記載)のうち町内に事業所等を設けている会員等の数 人(社)	
新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少	① 令和2年 月 の 1 か月の売上高	円	
	② 年 月 の 1 か月の売上高	円	
	③ 売上高の減少額 (② - ①)	円	
	④ 減少比率 (③ ÷ ② × 100)	%	
添付書類	(1) 対象月の総売り上げが確認できる書類 (月別試算表、売上台帳など) (2) (1) に対応する前年同期が確認できる書類 (3) 本人確認書類 (法人以外) (4) その他町長が必要と認める書類		
誓約事項	<input type="checkbox"/> 給付の日から1年以上事業を継続します。 <input type="checkbox"/> 必須入力事項、証拠書類等の内容は虚偽ではありません。 <input type="checkbox"/> 当該給付金に係る要綱に規定されている事項を遵守します。		
請求額	一金 円也		
振込先	金融機関名		
	店名等	種別	普通・当座
	口座名義	(フリガナ)	
	口座番号		

第 2 号様式（第 6 条関係）

松 第 号
年 月 日

様

松田町長

印

松田町中小企業・小規模事業者等緊急支援給付
金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました松田町中小企業・
小規模事業者等緊急支援給付金について、松田町中小企業・小
規模事業者等緊急支援給付金交付要綱第 6 条第 1 項の規定によ
り通知します。

記

給付金交付決定の額 円

給付金交付決定にあたっての条件

- 1 給付金は、事業継続の目的以外に支出してはいけま
せん。
- 2 松田町中小企業・小規模事業者等緊急支援給付金交
付要綱に規定されている事項を遵守すること。

給付金不交付の理由

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌
日から起算して3か月以内に、松田町長に対して審査請求をすることが
できます。またこの処分不服があるときは、この処分があったことを
知った日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として（訴訟にお
いて町を代表する者は、町長となります。）提起することができます。
ただ審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えはその
審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月
以内に提起しなければなりません。